

フランスの住宅政策とソーシャル・キャピタル施策の関係の研究

—生活主体の観点からの居住者支援は居住生活改善に繋がるか—

主査 寺尾 仁^{*1}

委員 阿部 順子^{*2}

今日のフランスでは、住宅管理が住宅政策の大きな課題となっている。その中で居住者の地位・役割は明確でない。制度化されていない社会集団としての居住者をソーシャル・キャピタルの観点から分析する。居住者同士の信頼を高める試みとして、庭・菜園を共同で耕作する集合庭と近所同士で持ち寄りパーティを開く隣人祭りを取り上げ、それが居住者集団の実体化に寄与しているか否かを検討した。その結果、集合庭には幾つかの型があり、また隣人祭りは年1回の催物から通年の活動へと展開して社会的包摂を進めてはいるものの、それが住宅管理の役割を果たしうる居住者集団の実体化には至っていないことが明らかになった。

キーワード：1) 住宅管理, 2) 居住者, 3) 信頼, 4) 社会的包摂, 5) ソーシャル・キャピタル,
6) 集合庭, 7) 隣人祭り, 8) フランス

STUDY ON RELATIONSHIP BETWEEN THE HOUSING POLICY AND ACTIONS IN FAVOUR OF SOCIAL CAPITAL IN FRANCE

- Does support for inhabitants from the viewpoint of living subject lead to housing improvement? -

Ch. TERAOKA, Hitoshi

Mem. ABE, Junko

Housing management is an important issue of housing policy in France. The status and the role of inhabitant is not clearly defined. Depending on the social capital theory, we analyse two actions, which are designed to build trust relationship among inhabitants. The one is collective garden and the other is the Neighbours' Day. There several types of the collective garden in Paris and all year programs are invented from one day event of the Neighbours' Day. If they help the development of social inclusion of inhabitants, it does not lead them to become housing management players.

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

私たちは2016年度研究助成をいただいて、フランスの「望ましくない」民間住宅の定義とその対策を法制度と実態の両面から考察した。それは、一方では今日の先進国の住宅政策の課題と手法を明らかにするという理論的側面と、日本のマンション対策・空家対策に寄与するという実践的側面をもっていた。この研究で明らかにしたことは、次の2点である。

第1に、近代以降の住宅危機の中で、今日の危機の特徴は、住宅供給のフローの不足と並んで住宅ストックの管理の不充分さが原因となっていることにある。産業革命期以降の住宅危機は、住宅需要に対して住宅ストックが量的に不足していたところに住宅供給のフローの不足が重なったために生じたのに対して、現在は住宅需要の増加に対して住宅の新規供給が不足しているだけでなく、

建設時には一定の質をもって供給された住宅が管理不足により劣化したことも原因となっている。

第2に、それに伴って「望ましくない民間住宅」の予防・回復・処分対策が、変化・体系化している。すなわち、区分所有建物の管理は、民間住宅の中でもとりわけ複雑であるので、その管理制度について、私法である建物区分所有法と公法である建設住居法典を合わせた法改正を2014年に行って、管理組合(syndicat des copropriétaires)の運営状態を「健全」「不安定」から「深刻な破綻」「修復不能」に至る6段階に分けて各々の状態で適正な管理に導くよう体系化した¹⁾。

区分所有建物管理法の体系化がもたらした帰結は幾つかあるが、その一つは管理に携わる主体の多様化である。専有部分を管理する個々の区分所有者、敷地を含む共用部分の管理を管理者へ委任する管理組合、敷地を含む共用部分の管理の受任を含めて区分所有者の集会の

^{*1} 新潟大学 准教授 法学修士、都市計画法・建設法高等専門研究学位(DESS) ^{*2} 椋山女学園大学 准教授 博士(工学)

決議を実行する管理者(syndic)、建設・住居法典および公衆衛生法典に基づいて衛生性・安全性の確保のために介入する県における国務代理人(représentant d'Etat dans le département)および市町村長(maire)、荒廃前(Pré-Difficulté)あるいは荒廃(Difficulté)段階に入った管理組合の現状分析と建直し策立案を担当する特別受任者(mandataire ad hoc)・臨時支配人(administrateur provisoire)、特別受任者・臨時代理人を任命し報告書を受理する裁判所、そして建物を日々利用する占有者(居住あるいは営業区分所有者・賃借人)である。

本研究では、このうち現在までのところ分析・研究がもっとも遅れていると思われる占有者、すなわち住宅で言えば居住者を取り上げる。

1.2 研究の対象

「1.1」で列挙した区分所有住宅の管理に携わる主体の中で、居住者の特徴は社会集団ではあるが制度上で組織化されていなことである。ひとりひとりの区分所有者が管理組合という団体に当然に加入するのに対して、占有者、住宅であれば居住者が加入する団体はない。居住者が当然に加入する法制化された組織が存在しないだけでなく、後述のとおり、フランス社会は地縁関係が弱いので、日本の自治会・町内会のような居住者が任意に加入する組織もない。

そこで個々の居住者を結び付けて区分所有住宅管理に影響を及ぼす集団を形成する要素として、ソーシャル・キャピタルに注目する。ソーシャル・キャピタルは「人々が他人に対して抱く『信頼』、…(中略)…『互酬性の規範』、人や組織の『ネットワーク(絆)』」である。2)

ソーシャル・キャピタルには幾つかの分類のしかたがあるが、本研究では「特定化信頼」に注目する。この概念は特定の人や組織に対する信頼であり、社会全般に対する信頼である「一般的信頼」に對置される概念である。そして、特定の人や組織に対する「特定互酬性」、「閉じたネットワーク」と結びつき易い。これは本研究が区分所有住宅という明確に境界のある空間・社会内部の社会集団に焦点を当てているからである。区分所有住宅の居住者のソーシャル・キャピタルを分析するにしても、個々の区分所有住宅とそれを含む地域社会との関係を分析するのであれば「一般的信頼」に注目しなければならない。

1.3 研究方法

本研究の方法は、ソーシャル・キャピタルを形成・強化・革新することによって、居住者ひとりひとりが住宅の管理主体としての1つの社会集団としての関係を結ぶように試みている取組みを、文献調査、聞き取り調査、現地調査の3つの方法を組み合わせて実施した。

1.4 既往研究

フランスの地域社会は地縁的な要素が乏しく、居住者をひとつの集団として見る観点が乏しかった。また現実の社会運動は労働の場で発生することが多く、研究面でも労働を契機とする社会運動研究は多いものの、居住の場で生ずる運動の研究は乏しい。

この中で注目すべき2つの試みが見られる。

第1は、社会住宅に居住する失業者を組織化して住環境整備と職業訓練を目指した地区管理集団である。この点については、フランス政府の報告書(METT et MESR (1994))とそれを基にした筆者のひとりの論文(寺尾(1996))が、地区管理集団の早い時期の社会住宅団地の修復・再生政策の中における活動の論理を説明している。この試みの展開事例を紹介する日本語の文献もある(岡井・内海(2013))。さらに社会福祉研究者が経済活動を通じた社会包摂を進める機関として分析している日本語の業績もある(相磯(2008)、園部(2013)、長谷川(2018))。

第2は、日本の自治会・町内会の催物のような、道路上での立食パーティである隣人祭りである。この活動を紹介する日本語文献もある(ペリファン・南谷(2008))。

そもそも住宅の管理主体についてソーシャル・キャピタルの観点から分析した日本語の文献はない。3)やや異なる観点から分析している業績として、マンションをコモンズとして居住者コミュニティの形成を分析しているものがある(高村(2012))。

2. 区分所有住宅管理に携わる者の概観

住宅管理に携わる者の全体像を概観するため、住宅のうち管理に携わる者がもっとも多様な区分所有住宅を取り上げて管理に携わる者を、区分所有法をはじめとする法的観点から概観しておく。

ひとりひとりの区分所有者は、他の区分所有者の権利および不動産の用途を侵害しない条件で専有部分および共用部分を自由に使用し、収益することができ(65年法9条)、各種の負担を負い(同法10条)、管理組合が議決した予算を持分割合に従って支払う(14-1条)。

区分所有者全員が管理組合を構成し、必要がある場合は区分所有規約を定め、不動産の保存および共用部分を管理する(同法14条)。そして、共用部分および共用使節の維持、運営および管理に充てる予算を議決する(14-1条)。寺尾・阿部(2018)で指摘したとおり、フランスでは区分所有住宅の荒廃を管理組合の機能不全と捉える。すなわち、議決した予算に対する区分所有者の未払い債務が増加したり、不動産の保存および共用部分の管理に必要な金額の予算を議決できない状態に陥ることを、区分所有住宅の荒廃と指す。さらに、区分所有者の集会で管理者を選任する(同法17条)。

管理者は、区分所有者の集会の決議を実行する(同法17

条)。また管理者は、管理組合の経理および財務を管理する。フランスでは、管理者は必ず置かなければならず、区分所有者の総会で議決が得られない場合は、大審裁判所が任命する。

民間住宅を安全面および公衆衛生面で監督するのは、市町村長および県における国務代理官である。すなわち「何らかの壁、建物あるいは建造物が、崩壊の恐れがあってそれによって安全を脅かす可能性があるか、または一般的に公共の安全の維持に必要な堅固さを保障しない場合に、市町村長は、その修繕あるいは取壊しを命ずることができる」(建設・住居法典法 511-1 条)。「区画あるいは施設の利用が占有者の健康あるいは安全に対して危険を呈している場合、県における国の代理官は、この区画あるいは施設を利用に供している人あるいは利用している人に対して、法令に適合した利用とするよう命ずることができる」(公衆衛生法典法 1331-24 条)、のである。

管理組合の運営が荒廃前段階に至った際に、「管理組合の財務状況および建物の状態の分析、管理組合の財務の均衡の回復および不動産の安全の確保およびのための勧告ならびに当事者とともに行う調停(mediation)あるいは交渉(négociation)を行う者」が特別受任者である(65 年法第 29-1B 条)。管理組合の運営が荒廃段階に陥った際に債務弁済プラン等を作成して「管理組合の正常な機能を回復させる」者が臨時支配人である。この 2 つの地位に立つ者は、原則として裁判所選任支配人(administrateur judiciaire)である。これは、「裁判所の決定により、第三者の財産を管理し、もしくはその財産の管理において支援あるいは監視する機能を行行使する者」である(商法典法 811-1 条)。保護または裁判上の更生手続きにおいて、企業の困難を解決し、再建を準備することを目的として、経営者を支援する任務にあたる。経営の存続のために働くのである。日本では管財人あるいは監督委員という 1 つ役職を、フランスでは企業の立場に立つ裁判所選任支配人と債権者の立場に立つ「受任＝清算人」に分けている。

特別受任者、臨時支配人を任命するのは、日本の地方裁判所に当たる大審裁判所(tribunal de grand instance)である。

そして本研究の主題である占有者である。占有者には、区分所有者で所有している区画を占有している者と区分所有者から当該区画の利用権、例えば賃借権を得ている者がある。しかし、法律上は占有者として特定の権利を有したり義務を負うことはなく、賃借権者等は区分所有者の利用に関する権利義務を契約によって承継している。

3. 住宅政策における居住者の地位

フランスの住宅政策上、居住者が登場するのはおおむね住宅危機の時期である。

フランスで最初に住宅危機が現れるのは 19 世紀の産業革命期である。とりわけナポレオン III 世とオスマンによるパリ改造による借家の家賃が高騰すると、住宅問題を論ずる多くの冊子が公刊され、一方では家賃規制、他方では公共住宅の供給という要求を述べる。前者については 1870 年に家賃支払猶予期限を付与するデクレが制定され、後者についてはパリのナポレオン団地(Cité Napoléon)を初めとする幾つかの実践の後、最初の社会住宅立法が制定された。4)ただし、この時期はまだ居住者あるいは住宅困窮者は組織化されておらず、公共住宅を要求した低廉住宅協会は建築主側の団体だった。

第 2 期は、第 1 次大戦後である。第 1 次大戦により多くの住宅が破壊され、住宅不足が深刻になった。この事態に対処するため、戦後になると、一方では高騰する家賃を規制し、5)他方では社会住宅建設プログラムが定められた。6)この時期の特徴には、借家人団体の結成が挙げられる。1916 年に結成されたフランスおよび植民地借家人連盟連合(Union Confédérale des Locataires de France et des colonies: 略称 UCL)7)である。

住宅危機の第 3 期は第 2 次大戦後である。戦後直後は復旧、その後 1950 年代後半に入ると植民地の独立による引揚者の増加、農村部から都市部への人口移動に対処するため、一方では既存民間賃貸住宅の改良と家賃規制の緩和の組み合わせ 8)、他方では社会住宅の大量供給が行われた。この時期には、1946 年結成の家族組合連盟(Confédération syndicale des familles: 略称 CSF)、1954 年結成の無住宅者支援全国連合(Union nationale d'aide au sans-logis: 略称 UNASL)9)などさまざまな立場から住宅を要求する団体が生まれた。

第 4 期の石油危機後になると、居住者の地位に大きな変化が見られる。一方で、民間借家契約はそれまで民法典の規定に拠っていたところ、1981 年に成立した左派連合政権は、翌 82 年に民間借家契約を別に対象とする借家法を定めた。10)この中で、賃借人の団体が 1 人あるいは複数の賃貸人と交渉をし協定を締結することを認めた。協定締結の単位は、6 住戸以上の賃貸住宅を含む建物ごと、あるいは 1 法人が所有する不動産の全部または一部である。協定の目的は、賃貸借契約の経済上および法律上の均衡を尊重しつつ、賃貸人と賃借人の関係を改善することにある。主な内容として、管理費(charge récupérables)11)の上昇の制御、老朽化の一覧表、共用部分の維持・改良、共用の用に供される住戸、文化・福祉活動、標準条項の制定が挙げられている。他方では、1970 年代末から政府が、社会賃貸住宅・民間賃貸住宅の修復事業 12)に着手するのに伴い、社会賃貸住宅の居住者に住宅管理に取組むよう促す活動が開始された。地区管理集団(régies de quartier)というこの活動は、次のような論理に基づいていた。すなわち、団地の居住者の

職業資格の有無失業者を雇用して、清掃・維持管理とそ
のための職業訓練を担ってもらうことで、きめ細かい団
地管理、職業を通じた社会参入、住民参加という 3 つの
次元の結びつきを図る試みである。(寺尾(1996))

寺尾・阿部(2018)で示したとおり、フランスの住宅危
機は産業革命期、第 1 次大戦後、第 2 次大戦後の高度成
長期が住宅の量的不足が原因であったのに対して、今日
の住宅危機の原因には住宅管理の不足が加わっている。
居住者の動向もこれに対応しており、産業革命期には組
織化されていなかった居住者が、第 1 次大戦後には政府
に住宅に関する要求をする組織の結成を始め、第 2 次大
戦後には住宅困窮者など多様な住宅要求団体が創設され
た。石油危機後になると、住宅要求の制度化の中に管理
が大きく取り込まれるようになり、さらに住宅管理の仕
組みの中に居住者を取り込もうとする試みが生まれた。

4. 居住者主体による住宅・居住環境管理

今日のフランスでは「2.」で見たとおり、住宅の占有
者、言い換えれば居住者は、一方では住宅管理の量と質
を左右する重要な立場と見られつつ、他方では集団とし
ての制度も法律上管理に携わる地位も法律上定められて
いない。そこで、本節では居住者が主体となって住環境
管理を進めている運動に注目し、この運動を通じて居住
者間にソーシャル・キャピタルが生成・蓄積され、その
結果として住宅管理主体としての居住者の地位が形成さ
れているのかを分析する。取り上げるのは「集合庭
(jardins collectifs)」と「隣人祭り(fête des voisins)」
である。

4.1 集合庭

4.1.1 概論

フランスで庭あるいは菜園を共用する運動の歴史は古
く、19 世紀の産業革命期に幾つかの試みがすでに行われ
ている。例えば、ノール地方の経営者のフィランソロフ
ィーやルミール神父(Abbé Lemire)、パリの聖ヴァンサン
＝ドゥ＝ポール協会(Société de Saint-Vincent-de
-Paul)、サン＝テチエンヌのヴォルペットゥ神父(Père
Volpette)ら、さらにカトリック社会派が加わって労働者
が共同で菜園を造成・耕作することを支援・奨励した。
これらの中には、低所得者・困窮者に対して小さな土地
を貸し出して食料の自給を促すグループや、は庭仕事と
田舎の清浄な空気を通して工場労働者がアルコールに溺
れたり無政府主義に染まる暮らしを脱すると考えるグル
ープがあった。これらの活動によって作られた庭は「労
働者の庭(jardins ouvriers)」「家族の庭(jardins
familiaux)」と称されたが、第 2 次大戦後の住宅の大量
建設の中でほぼ住宅敷地へと用途が変わってしまった。

今日の集合庭に直接に繋がる動きは、1970 年代初頭に

ニューヨークで誕生した「地区改良のための共用庭」と
いうコンセプトである。当時、経済的都市的危機にあっ
たマンハッタンでは廃墟や荒廃地の増加が著しく、景観
や衛生、治安の上で問題化していた。そこで芸術家リズ・
クリスティがそのような土地に「種爆弾(seed bombs)」
と称して、花の種をばら蒔いた。1973 年にクリスティと
同志は、ロウワー・イーストサイド地区にある土地を清
掃し、最初の「コミュニティ・ガーデン(communit
y garden)」をつくった。この活動は共感を呼び、多くのボ
ランティアと資金が集まり、「コミュニティ・ガーデン」
は多世代の文化的背景を異にする人々が出会う和気あい
あいとした場所となった。この運動は北アメリカに広が
り、関心をもったフランスの団体は 1990 年代半ばからニ
ューヨークとモンリオールの活動団体と交流を始める。
1997 年 10 月に北フランスのリールで開催された「庭い
じりと市民権(Jardinage et Citoyenneté)」という最初
の全国フォーラムのなかで、「コミュニティ・ガーデン」
のフランスのネットワーク「様々な顔を見せる庭(Le
Jardin dans tous ses états : JTSE)」が結成された。同
年、フランス財団(La Fondation de France)が「一緒に
耕す新しい自然」という名前で「コミュニティ・ガーデ
ン」事業を募集し、5 年間にわたり多くのプロジェクト
を助成した。また、最初のフランス版「コミュニティ・
ガーデン(jardins communautaires)」はこの年リールで
生まれた。同種の集合庭については他にも「近隣の庭
(jardins de proximité)」「住民の集団庭(jardins
collectifs d'habitants)」「近所の庭(jardins de
voisinage)」といった名称が付けられ、パリ地方では「共
用庭(jardins partagés)」という語が好んで使われる。
(Baudalet(2008))

集合庭を支える法制度は少なく、自家用の農産物を作
る「家族の庭」に農業法の立場から若干の制度が定めら
れているに留まる(農事法典第 5 部農業職業団体第 6 編
家族の庭(Code Rural, Livre V : Organismes
professionnels agricoles, Titre VI : Jardins
familiaux))。

4.1.2 共用庭

共用庭は、パリの他、北部のリール、南東部のリヨン、
南部のモンブリエ、西部のナント、南西部のボルドーな
どで政策化されている。

代表例としてパリの共用庭政策を紹介する。パリ市は、
共用庭政策の基本文書として「緑の手憲章(La Charte
Main Verte)」を 2003 年に定めた。この文書は、原則と
義務の 2 章に分かれている。原則は「参加による進行」
「社会関係の創出」「環境の尊重」「権利と義務」の 4 点、
義務は「一般開放」「協働」「広報」「運営規則」「場所の
管理」「保険」「報告」の 7 点である。

この憲章に基づいて、共用庭をじっさいに実現する際にパリ市と住民団体は、次のような手順を踏む。まず、共用庭を始めるのは、パリ市民の有志である。彼らがNP013)を結成しなければならない。共用庭を開設する場所は、パリ市所有地、すなわち道路、廃止された市施設の敷地、未着手の再開発事業の施行予定市有地等である。有志によるNP0は共用庭の候補地を見つけることから始める。次にNP0はベルシー公園内のパリ市ガーデニング館(Maison du jardinage)にある「緑の手Main verte」協会の窓口で連絡し、申請書類作成の支援を受ける。その結果、NP0、パリ市、土地のある区の区役所の三者で打合せをし、パリ市とNP0が『緑の手』共用庭プログラム集合庭管理のための占有および利用協定(Programme des Jardins Partagés 《Main Verte》, Convention d'occupation et d'usage pour la gestion d'un jardin collectif)」を結ぶ。この協定によって市は当該土地について、NP0が次のもの利用できるようにする。

- ・排水層の上に腐葉土を被せた状態の土地、プランター、布製プランター、腐葉土等。
- ・水道が必要な場合は設置。水道料金はNP0負担。
- ・掲示板の設置。

また、協定により市とNP0は、当該土地の原状明細書(état des lieux)を作成する。最初の原状明細書には、市は当該土地を汚染した恐れのある主な活動の履歴を記載した票を付して住民団体へ渡す。

他方、この協定によりNP0は上述の「緑の手憲章」を遵守する義務を負い、パリ市共用庭のネットワークに参加する。具体的には次の7点である。

- ・一般開放：週1回以上半日もしくは週末に定期的に共用庭を一般開放すること。公園内の場合は常に公開すること。
 - ・わきあいあいとした雰囲気づくり：ガーデニング・シーズンには最低1回は催物を開催すること。
 - ・広報：目立つ場所にNP0の名称と連絡先、公開日程、活動内容、集会の日程を掲示すること。「緑の手」のロゴを共用庭に貼ること。
 - ・機能：当該共用庭の機能の決まり事を極力して作成し、掲示すること。
 - ・管理：公共の安全を考慮し、共用庭を良い状態に保つこと。場所の生態系を重視した活動を行うこと。例えば、近隣のコンポストや雨水の回収を促すこと、殺虫剤や化学肥料を使用せず気候や土壌に適応した植物を植えること。共用庭の目的に合致した用途になっているか監視すること(駐車場や住居になっていないか)。近隣トラブルを起こさないような活動を行うこと。
 - ・保険加入
 - ・毎年活動報告書を提出すること。
- 協定は毎年黙示更新で一般的に6年まで継続できる。

パリ市内で開設されている「共用庭」は4類型に分かれる。すなわち、第1は、上述のパリ市有地上で運営されるもの(図1参照)。第2は、パリ・アビタ(Paris

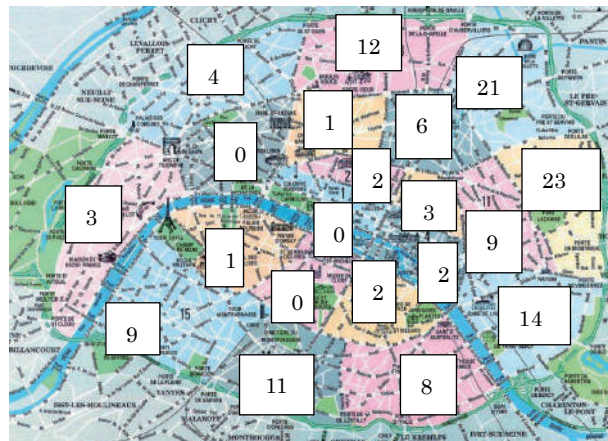


図1 パリ市と協定を結んだ「共用庭」の区別件数
ウェブサイト「パリの共用庭(Jardins partagés parisiens)」

<https://cdn.paris.fr/paris/2019/09/17/3c4191077340098c44c60f11d1d5b895.pdf> より寺尾作成

Habitat)を始めとする社会住宅組織などパリ市以外の公的な法人の所有地上に開設され、「緑の手憲章」に基づいて運営されるもの。第3は、民有地上に開設されるが公開等の原則に基づいて運営され、パリ市の目録に登録を承認するもの。第4は、まったく民間の開設・運営によるもの。

件数は、第1類型のものが130件(2019年4月現在)で、



写真1 パリ市の共用庭のひとつ 阿部撮影

名称：リュヌ菜園(Le potager de la lune)

所在地：2区リュヌ街18番地ジャック＝ビド小公園
(Sq. Jacques-Bidault, 18, rue de la lune, 2e)

運営団体：Les jardinières et jardiniers du 2e

特徴：第1類型 市立公園の隅に開設され、コンポストが備えてある小規模なもの

<https://www.facebook.com/Potager2laLune>

立地の区ごとの分布は図1に示すとおりである。これから明らかなように、西部より東部、南部より北部の方が

多い。第1から第3の類型で合わせて318件(2019年

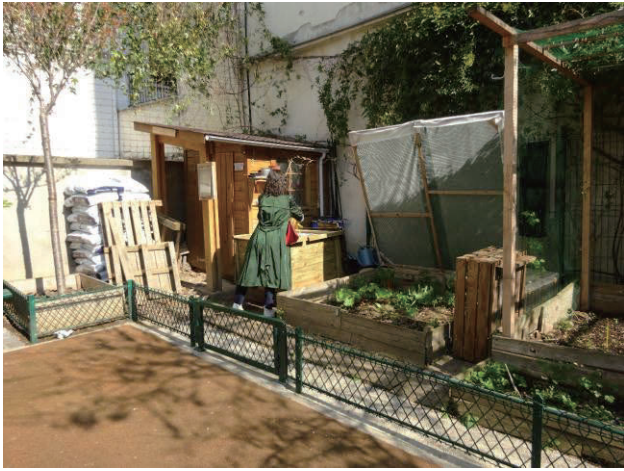


写真2 パリ市の共用庭のひとつ 阿部撮影

名称：オ・プティ・ヴェルボワ(Au petit Verbois)

所在地：3区ヴェルボワ街58番地(58, rue du Verbois, 3e)

運営団体：パリ＝サントウル地区管理集団

(Régie de quartier Paris centre)

特徴：第2類型 社会住宅団地の敷地に開設され、近隣住民に開放されている。コンポストも備えてある。

<http://regiepariscentre.org/index.php/jardin-partag>

12月2日現在)である。

第1から第3の類型の「共用庭」は一般開放を条件としているので、集合庭でも「家族の庭」のように収穫物を自家消費する集合庭はこの他にある。

4.1.3 「君が庭ならば(Si T'es Jardin)」

4.1.3.1 経緯・目的・組織・活動

社会賃貸住宅団地の居住者の社会参入を目的とする団体、地区管理集団が主導している集合庭が「君が庭ならば」である。

地区管理集団は、1980年代初頭に社会党のミッテラン大統領と左派政権が進めた社会賃貸住宅団地の修復改善政策の中で生まれた。1981年にフランス北西部のルーベ市の団地で、居住者、とりわけ失業者を集めて道路公園等の清掃と建物の簡単な維持管理を行う団体を結成し、そこで働く者へ給与を支払うという方式を考案した。この活動は長続きしなかったが、団地再生を所管している政府組織が関心を示して、パリ東郊のモー市、フランス南東部のマルセイユ市で新たな地区管理集団を発足させた。この第2世代の地区管理集団は、住宅地区の管理技術の革新・経済上の社会参入・住民参加という3つの次元の結びつきと活動範囲の限定という2つの論理を基礎に活動を展開した。具体的な活動内容は、第1世代の共用部分の清掃や維持管理、入居者の入替わりに伴う賃貸住宅の簡単な補修工事に加えて、スーパーマーケットの

カートの整理や家庭菜園(jardin potager)の管理など、熟練度が低くても行うことのできる仕事を地区内で提供すること、さらに地区の現況診断やサービスの評価を診断表に沿って行うといった活動を展開した。14)

地区管理集団は、集合庭であれ個別庭であれ家庭菜園の管理運営を手掛けていたところ、この活動を一つのテーマとして掲げるようになったのは2013年である。地区管理集団連携全国委員会(Comité National de Liaison des Régie de Quartier : 略称 CNLRQ)は、この活動に「君が庭ならば」という名称を付けた。15)「君が」には「団地が」へ拡張する可能性と「君」という2人称を用いることでプロジェクトのプレイヤー同士が知り合うことを意味している。その課題は、不平等への対策、人口稠密な市街地における環境へのアクセス、住民が共同して活動することによる住環境の改善の3つを掲げる。16)

個々の「君が庭ならば」の庭は、その立地および参加者により次の3つの性格を強弱を付けながらもっている。第1は「連帯の庭(jardins solidaires)」これは庶民が暮らす地区の中、とりわけ建物の足元に位置し、住民がアクセスし易く、都市の中に自然を戻すことが容易ことである。用途は自家消費の野菜の有機栽培。面積は中規模で大半のものが1,000㎡未満である。形式は、区画を1世帯ずつ耕す形と区画を共同で耕す形がある。第2は「教育庭(jardins pédagogiques)」である。これは、庶民が暮らす地区の中にあり、地区管理集団あるいはその共同事業者である市町村が社会住宅組織が利用している。土地は多くの場合市町村あるいは社会住宅組織が小屋や水道を整備したうえで無償で貸与している。面積はごく狭く、しばしば100㎡未満。第3は「包摂の庭(jardins d'insertion)」は市街地内あるいは近郊にあり、居住者の中からこのプロジェクトで雇用する者を選び、彼らに野菜栽培の職業訓練をする。産物は地元で住民、レストラン、学校給食などに販売される。

「君が庭ならば」の進め方は、おおむね次のとおりである。まず、当該地区の地区管理集団は前記3類型のうちどの型の庭を開設するのかを決定する。そのうえで実現可能性の調査および事業の協力者である市町村あるいは社会住宅組織と協議する。協議を通じてプロジェクトの骨子が固まると予算を検討する。当該庭が「連帯の庭」型であれ、「包摂の庭」型であれ、収入の最大費目は国・地域圏・県・市町村からの補助金、支出の最大の費目はプロジェクト担当者の人件費である。住民がプロジェクトに加わるのはこの後の段階で、アンケート調査や説明会を経て庭や菜園の作業を行うことを希望する住民による庭師委員会(comité des jardiniers)が結成される。

4.1.3.2 事例

パリ近郊にある「君が庭ならば」を2件紹介する。

第1は、パリ市の東側に隣接するモンリュウ (Montreuil)市の社会賃貸住宅団地で運営されている「君が庭ならば」である。概要は表2に示すとおり。

【表2】モンリュウの地区管理集団およびその「君が庭ならば」の概要

名称	モンリュウ地区管理集団 (Régie de Quartiers à Montreuil)
所在地	〒93100 モンリュウ市 グラン・ペシェ街 16ter 番地 (16 ter, rue des Grands Pêcheurs, 93100 Montreuil)
請負業務	塗装等の内装改修工事、落書き消去・ ガラス清掃など建物管理、緑地管理、 貸倉庫、清掃、運搬、若者への職業教 育
住民に提供して いるプログラム	裁縫アトリエ、共用庭(シテ・ジャル ダン)、教育庭(jardin informatique)、フランス語講座、役 所関係の書類作成の援助、芸術アトリ エ
「君が庭なら ば」の目的	野菜作り・収穫・共に食べることを通 じて、文化的背景の異なる住民同士の 交流を促し、団地内の居場所のひとつ を提供すること。 http://www.regiedequartiers -montreuil.fr/nos-activites/ les-activites-permanentes/
活動内容	サラダ菜、トマト、ジャガイモ、玉葱、 きのこ、ミント等ハーブ類、花の栽培



写真3 モンリュウの「君が庭ならば」 阿部撮影
住棟間で放置されていた空閑地に2年前に「君が庭ならば」の野菜畑を開設したことによって、団地の中に生

き生きとした場所ができた。一方で老若男女の10名ほどの熱心な参加者がいて事業は3年目に入った、他方でそ



写真4 左から住宅組織職員、住民、寺尾、地区管理
集団職員、住民、阿部、住民4人、地区管理集団職員
れ以外の住民に定期的に参加してもらうことが難しいと
いう課題も明らかになっている。食べ物を提供すると
人々は集まってきやすいので、収穫時等に催物を開催し
ている。共用庭の一隅にテーブルと椅子が置かれ、農作
業の後に参加者が和気あいあいとお茶を楽しんだりする
様子が見られた。

第2の事例は、パリ市の西郊にある新都市ラ・デファ
ンス (La Défense) の住居地域内にあるナンテール
(Nanterre)市レ・トゥール・アイヨ (Les Tours Aillaud)
団地内のゴーリーキー庭園 (Jardin de Gorki) である。

【表3】ナンテールの地区管理集団およびその「君が庭
ならば」の概要

地区管理集団 名称	ナンテール地区管理集団 (Régie de Quartier de Nanterre)
所在地	94 avenue Pablo Picasso 92000 Nanterre
請負業務	道路・外構・廊下・階段等の清掃、建 物修繕、ごみの分別・収集、郵便物・ 配布物の配布、公的調査
住民に提供し ているプログ ラム	建物・設備の使用法説明
「君が庭なら ば」	地区管理集団、住宅総連盟フラテルニ テ・エ・エガリテ住宅協会、市パル・ カン・シエル社会福祉センター、エ ヨー団地子供の友協会で共同運営 http://rdqnanterre.fr/wp/tag/ jardins-partages/
活動内容	地区管理集団は野菜・花栽培。CGLは 生物多様性教室、夏祭り。



写真5 ナンテールの「君が庭ならば」で作業する
地区管理集団職員 阿部撮影

ゴーリーキー公園は、面積 800 m²と広いが、18 棟 1600 戸の社会住宅団地の端部に住棟に囲まれた場所にあるため、人通りが少ない。地区管理集団、借家人団体の住宅総連盟フラテルニテ・エ・エガリテ住宅協会 (Association CGL (Confédération générale du logement) des Résidences Fraternité et Egalité)、市の社会福祉センターを NPO が運営を受任しているパル・カン・シエル福祉センター (Centre Social P' arc en Ciel)、子供の社会教育組織であるエヨー団地子供の友協会 (Les Amis de Môme Aillaud) の 4 団体で共同運営している。各活動団



写真6 ゴーリーキー公園に立つ共用庭の掲示板
阿部撮影

体の活動内容や設立目的は異なっており、共通の利用ルールを定めてある庭のなかで各団体がそれぞれの目的に

沿った活動を展開している場所である。

聞き取りをしたルシー・デルツコ (Lucie DERZKO) 地区管理集団職員によると、活動は野菜や草花の成長期に活発になり、秋冬から初春にかけては沈滞し、訪れる人も少なくなる。庭いじりに熱心な住民がいるかないかで、集客力も変わってくる。中心的な活動家がいないと支援しても利用が進まない、としていた。この集合庭の活動はかなり低調である。

4.1.4 評価

以上、パリ市有地上の共用庭 2 件と郊外の社会住宅組織有地上の「君が庭ならば」2 件を訪問調査した限りでは、これらの集合庭、その参加者の間のソーシャル・キャピタル、住宅管理への居住者の関与の間の関係はきわめて希薄である。聞き取り調査をした中では、モンルイユの「君が庭ならば」は参加者の間には密接な関係が生まれていることを観察でき、ソーシャル・キャピタルの観点から見ると参加者同士では特定化信頼があることが想定された。しかし、その関係が団地居住者に広く繋がっているかと言えば必ずしも肯定はできない。ナンテールの共用庭をめぐる状況は複雑である。大規模な社会住宅団地群の中にあるため、官民合わせて多様な団体が比較的近い目的を掲げて活動しており、その関係が共用庭に表れている。団体内部の信頼、団体間の信頼、さらにそれを超えた居住者全般の信頼という構造を抱えており、その状況はこれまでの調査では判断できない。

共用庭の成果をより一般的に理解するため、中央政府機関である国土均衡総合事務局 (Commissariat général à l'égalité des territoires: 略称 CGET) が 2015 年に公表した『共用庭の「社会的結束」への影響に関する予備的研究 (Étude exploratoire de l'impact des jardins partagés sur la « cohésion sociale »)』¹⁷⁾ という報告書を検討する。この報告書は、共用庭の第 1 の目的である地域の社会関係を発展させたかを分析するために、首都圏であるイル=ドゥ=フランス地域圏以外の地方の 8 市 10 件の「共用庭」を対象に調査を行った。調査方法は、共用庭の影響を①個人レベル、②庭師同士、庭師と住民、住民同士という運営団体レベル、③個人と集団、集団の地位という象徴的・制度的レベル、④街区レベル、⑤都市レベルの 5 段階に分けて分析している。

その結果、①参加者個人のレベルでは、「治癒」および自己回復効果は顕著だったが、個々に自分のやり方に拠っていた。(再) 社会化の効果も日常的な庭作業により顕著だったが、ごく狭い範囲に留まった。②運営団体レベルでは、協力・分担は個人間ではしばしば見られたが団体としては複雑だった。団体としての連帯は少なく、競争効果あるいは「クラブ」効果の危険が高い。③象徴的・制度的レベルでは、エンパワーメントおよび再生は「共

用庭」プロジェクトの中核であるが、集団についてより個人について認められた。④街区レベルでは、美観・誇り・尊重の表出は驚くほど強く組織的であり、吸引効果も設備の整った庭では強かった。成果の伝播による鎮静効果は街区レベルではきわめて少なかった。⑤都市レベルでは、閉塞感の打破・成果の伝播はむらがあり点的だった。

この分析を踏まえて CGET は、共用庭の「社会的結束」に対する影響を次のように整理している。第 1 に、それは期待してものではないとする。第 2 に、社会住宅の中の共用庭はまったく独特で、社会住宅へ変わった所有物を提供している。すなわち、簡単にアクセスできかつ保護するお守りを携えることができる場所、各参加者が他の人といっしょに集団で作業をする時と 1 人になりたくて単独で作業をする時を調整することができる場所、集団的で見事なプロジェクトを実施することができるとともに土に触れて耕すという原始的なこともできる場所、街の中で目に付くけれども違和感のない場所となっていることを示している。第 3 に、包摂あるいは集合の場としての共用庭という人々を集めるプロジェクトは長い期間続けるのは困難である。第 4 に、共用庭の多様な影響は、庭のさまざまな支援および庭のさまざまな物的・組織的コンセプトと関係がある。

4.2 隣人祭り

居住者間の信頼の生成・向上を目指すもう 1 つの試みは「隣人祭り」である。

4.2.1 経緯・目的・組織・活動

隣人祭りは、1999 年 6 月に始まった。創始者はアタナーズ・ペリファン（Atanase Périfan）というパリの若手右派政治家である。1989 年に 24 歳でパリ 17 区の区議員（18）に当選した。前年の 1998 年 8 月、フランスは猛暑に見舞われた。パリでは最高気温が 35℃を超えた日が 8 日から 11 日まで 4 日続き、37℃を超えた日もあった。この中で 17 区で区分所有住宅内の自宅で孤独死して 1 カ月経って発見された死体を見ることになった。ペリファンは当時 17 区の副区長（adjoint au maire）（19）を務めており、同区職員から死体発見現場への同行を求められて、人口・建物が密集しているパリ市内での孤独死の発生と発見の遅れに衝撃を受けた。そこで彼は自宅のある 17 区ヴェルニエ街 17 番地（17, rue Vernier）の建物の 1 階にあるカフェで、「隣人祭り」という近所の人たちに集まってもらう催物を実施したところ、100 人以上の参加者がありかつ参加者同士、和やかに話し合ったという（20）。この成功に自信を得たペリファンは、翌 99 年に「隣人祭り」を正式に開催することとした。彼は、区議員当選の翌年、強制退去を受けた者、失業者、鬱病者などの社会問題に社会連帯で立ち向かうために「友だちのパ

リ（Association Paris d'amis）」という NPO を設立しており、この年はこの NPO が第 1 回「隣人祭り」を主催して 800 件の建物、参加者数をペリファン自身は数千人と推測している。内容は、道路上での参加者持寄りの立食パーティである。ペリファンは 2000 年に「祭りのある建物（Immeubles en fête）」という NPO を設立して「隣人祭り」を全国に展開した。2003 年には英語表記を Neighbours' Day としてヨーロッパ全体へ European Neighbours' Day を広げることとした。21) 2019 年にはフランス国内で、1,390 の市町村と社会住宅組織が協賛、参加者数 1,000 万人、世界では 5 大陸、49 カ国で 3000 万人の参加者があったとしている。（22）

隣人祭りという年 1 回開催する催物の成功を踏まえて、年間を通した活動を繰り広げるために 2007 年に「連帯する隣人（Voisins Solidaires）」という NPO を新たに設立した。例えば「隣人の夏（L'été des Voisins）」と言う活動は、多くの人がヴァカンスに出る暑い夏の間、家を離れることができない人々に対しては訪問をしたり、買い物をして重くなった荷物を部屋まで持って行ったりし、家を離れている人に対しては郵便物を代わりに受け取ったり植物に水をやる。「エコ=隣人（Eco-Voisin）」は、ごみバケツを地上まで下すことのできない人に代わって下したり、ごみの分別収集の助言をする活動である。この他「隣人のクリスマス（Le Noël des Voisins）」「隣人の世代（Génération Voisins）」「連帯する薬剤師（Pharmaciens Solidaires）」など合計 12 の活動を展開している。

4.2.2 事例

パリでもっとも盛んな「隣人祭り」は、発祥の地と同じ 17 区のゴチエ街（rue Gauthier）の隣人祭りである。同街 26 番地の区分所有住宅の住込みの管理員であるルル・



写真 7 ゴチエ街隣人祭り 寺尾撮影
ペリファン氏（左から 3 人め）と
フェルナンデスさん（左から 4 人め）

フェルナンデス (Lourdes Fernandes) さんが中心になって開催した「隣人祭り 2019」では立食パーティ以外に地元の商店の写真展、バンド演奏、手品、子供向け仮装などを開いた。協賛団体は、地元の肉屋、レストランから



写真 5 ゴチエ街隣人祭りボランティアと寺尾

全国展開しているスーパーマーケットの支店、不動産仲介業者まで 35 社に上る。

4.2.3 評価

隣人祭りは、社会住宅団地や区分所有住宅のように所有関係で結びついている住宅の居住者ではなく、一定の範囲の街の不動産の占有者の間の社会関係を創出・蓄積・更新しようとする興味深い試みである。年 1 回の街のお祭りから始まり、年間を通じて街なかで多少の生活上の差し障りのある人に対して近隣の人々が自主的に支えるという活動である。空間の面でも生活の面でも相手方の中に踏み込む活動であるので、支える側と支えられる側、さらにその周囲まで含めた「特定化信頼」の存在と向上を前提とした活動であることは間違いない。さらにこの活動を盛んにしているのが、区分所有建物の住込みの管理人であることは、ジェイン・ジェイコブスの言う「公人」²³⁾を想起させる。

しかし、隣人祭り自体がきわめて局所的にしか発生しておらず、さらに不動産の所有関係と異なる局面である街の人々の信頼関係が、住宅の居住者としての地位へ反映しているか否かは不明である。それ以外の活動については本研究内では調査できなかった。

5. まとめ

フランスでは住宅管理の向上が住宅政策の主要な課題の一つとなっていることは、私たちの前回の研究で明らかにしたことである。これに伴って管理に携わるさまざまな立場の者を巡る法制度を整備してきた。唯一位置づけが不明確であり制度化されていない者が、占有者、

住宅であれば居住者である。

フランスでは、従来から地縁関係はさほど強くなかったところ、居住者同士の信頼関係、地域社会の包摂機能を高める試みは 30 年ほど前からさまざまな形で着手されている。それが、地区管理集団であり、集合庭であり、隣人祭りである。この中には、「共用庭」「君が庭ならば」のように、庭・菜園という特定された空間を媒介とする試みと「隣人祭り」そして「連帯する隣人」協会の活動のように漠然とした生活空間を媒介とする試みがある。「君が庭ならば」の「包摂の庭」のように、居住地の中に労働の場を設ける試みもあるが多くの庭は消費の場である。

これらの活動を社会関係の観点から見れば、ソーシャル・キャピタルによって参加者の結び付きを確保し、活動によってソーシャル・キャピタルを蓄積・更新することを目指し、その結果として居住の場の改善を目指していると言える。

しかし「共用庭」を始めとする集合庭の活動の分析で明らかにされたように、これらの試みを通して、居住者という主体が形成されたかと言え否である。CGET の報告書が分析するとおり、共用庭は参加者ひとりひとりには治癒効果など顕著に見られる影響を地元にと及ぼしている。また私たちの調査ではその反対に参加者同士の「特定信頼」が強い共用庭はより良く運営されていることも明らかになった。しかし、共用庭のようにテーマ性を絞り、一定の目的をもつ団体の管理に委ねられる空間と、住宅、とりわけ集合住宅の共用部分のようにテーマ性の乏しい空間を管理とは別で、集合庭も隣人祭りも集合住宅の共用部分を現実的に管理する集合的主体を形成する場とはなっていないか、少なくとも本研究ではその評価にまでは達しなかった。

今後の課題としては、集合庭が適切に運営されている住宅地区における集合庭参加者とそれ以外の居住者の間の信頼関係の有無の調査、あるいは隣人祭りからそれ以外の「連帯する隣人」の活動による社会包摂活動と 1 つの住宅の居住者集団の形成の有無の調査などが挙げられる。

<注>

1) 住宅へのアクセスおよび都市計画の改革に関する 2014 年 3 月 24 日の法律第 2014-366 号 (Loi n° 2014-366 du 24 mars 2014 pour l'accès au logement et un urbanisme rénové): ALUR 法

2) 稲葉 (2011a) p. 1

3) 稲葉 (2011b) は、政治、経済、経営・ネットワーク、開発、NPO/コミュニティ、犯罪、教育、情報通信技術、健康の 9 分野でソーシャル・キャピタルの果たしている機能について論じているが、住宅はない。

4) 低廉住宅に関する 1894 年 11 月 30 日の法律 (Loi du 30

novembre 1894 relative aux "Habitations à Bon Marché" : Dite Loi Siegfried) : 通称ジークフリート法)

5) 家賃に関する 1918 年 3 月 9 日の法律 (Loi sur les loyers du 9 mars 1918)

6) 住宅危機を克服するために低廉住宅および住宅の建設プログラムを策定する 1928 年 7 月 13 日の法律 (Loi du 13 juillet 1928 établissant un programme de construction d'habitations à bon marché et de logements en vue de remédier à la crise de l'habitation)

7) 現在の住宅全国連盟 (Confédération Nationale du Logement : CNL) の前身組織

8) 住戸あるいは自由業区画の賃貸人と賃借人あるいは占有者の関係に関する法制度の改正および法典化に関し、住宅手当を創設する 1948 年 9 月 1 日の法律第 48-1360 号 (Loi n° 48-1360 du 1er septembre 1948 portant modification et codification de la législation relative aux rapports des bailleurs et locataires ou occupants de locaux d'habitation ou à usage professionnel et instituant des allocations de logement)

9) 現在の住宅総連盟 (Confédération générale du logement : CGL) の前身組織

10) 賃借人と賃貸人の権利義務に関する 1982 年 6 月 22 日の法律第 82-526 号 (Loi n° 82-526 du 22 juin 1982 relative aux droits et obligations des locataires et des bailleurs : Dite Loi Quillot : 通称キイヨ法)

11) フランスの借家法は、管理費を家賃とは別の費目として、賃貸物の利用の様々な用途に関連する役務、賃貸物の共通の利用の要素の日常的な修理あるいは小修繕の費用、賃借人が直接に利用する役務に相当する借家税 (droit de bail) および賃貸借諸税 (taxes locatives) にのみ充てられる、受領した管理費がこれらの費用に充てられた後、年末に残額が出れば賃借人に返却する、とする (キイヨ法 23 条)。

12) 社会賃貸住宅につき住居・社会生活制度 (Habitat Vie Sociale : 略称 HVS)、民間賃貸住宅につき住居改善プログラム事業 (Opérations programmées d'amélioration de l'habitat : 略称 OPAH) が、1977 年の保守政権時代に着手された。

13) 非営利社団契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律 (Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association) に基づく組織

14) 寺尾 (1996) p. 40 et s.

15) Si T' es Jardin (「シテ・ジャルダン」と発音する) は、音声は Cité Jardin (≡ garden city) 「緑豊かな団地地区」と同じで、言葉遊びになっている。

16) CNLRQ (2013) p. 5 et s.

17) CGET (2015)

18) パリの地方自治組織は独特である。パリは市町村 (commune) と県 (département) の地位を合わせ持つ。域内を 20 の区 (arrondissement) に分ける。各区は地方公共団体ではない

が議会 (conseil d'arrondissement) が置かれている。市会議員の選挙は各区を選挙区として実施され、当選者のうち上位者は市会議員と区会議員を兼ね、下位者は区会議員のみを務める。

19) 市町村長の職務の一部を委任された議員。フランスの市町村では、日本の内閣のように行政の各部門の長は議員が務め、これが副市長村長である。ちなみに現在のパリ市 17 区には 11 人の副区長がおり全員与党議員である。ただし、ペリファン氏は 2017 年のパリ市会議員選挙では左派の強い 20 区に右派の落下傘候補として立候補し市会議員・区会議員に当選した。しかし 20 区では野党議員であるので副区長には任命されていない。

20) フランスでは、社会の中で地縁の力はさきわめて弱い。例えば、日本の自治会・町内会に相当する、市町村の一部の地理上の範囲を限定し、その中の原則として全世帯を構成員とする組織は存在しまい。また区分所有建物の管理組合理事会は年 1 回、管理組合総会の前にのみ開催されることが多い。

21) ここまでの記述は、ペリファン・南谷 (2008) 第 1 章から第 6 章による。

22) Bilan 2019 la fête des voisins

23) Jacobs (1961)、山形訳 p. 86 以下

<参考文献>

- 1) Baudalet, Laurence/ Basset, Frédérique/ Le Roy, Alice (2008). - Jardins partagés : Utopie, écologie, conseil pratiques, Terre Vivante
- 2) Comité National de Liaison des Régie de Quartier : CNLRQ (2013). - Si T' es Jardin, Réintroduire des jardins qu coeur de la Cité, Editions du CNLRQ
- 3) Commissariat général à l' égalité des territoires : CGET (2015). - Étude exploratoire de l' impact des jardins partagés sur la 《 cohésion sociale 》
- 4) Giverdon, Claude (1984). - Nouveaux rapports de location, Loi n° 82-526 du 22 juin 1982 et Décrets d' application, Librairie Techniques
- 5) Jacobs, Jane (1961). - The Death and Life of Great American Cities, The Random house Publishing Group (山形浩生訳『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会、2010)
- 6) Marie de Paris (2012). - Rapport audit de la gestion des jardins partagés n° 11-19
- 7) Ministère de l' Équipement, des Transport et du Tourisme et Ministère de l' Enseignement Supérieur et de la Recherche : METT et MESR (1994). - Les Régies de quartier, expérience et développements, Plan urbain
- 8) 相磯友子 (2008) 「フランスの社会的企業」『EU 諸国における社会的企業による障害者雇用の拡大』独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター
- 9) 稲葉陽二 (2011a) 『ソーシャル・キャピタル入門 孤立から絆へ』中央公論新社
- 10) 稲葉陽二ほか (2011b) 『ソーシャル・キャピタルのフロンテ

ィア その到達点と課題』ミネルヴァ書房

- 11) 岡井有佳・内海麻利(2013)「フランスの住宅団地地区の再生におけるアソシアシオンの意義と役割に関する研究～アンジェ市グラン・ビジョン地区を事例として～」『都市住宅学』83号
- 12) 園部裕子(2013)「フランスの社会的排除・失業対策と移住女性：パリ市における『経済活動による社会編入支援組織(SIAE)』と移住女性アソシアシオンの連携を事例に」『香川大学経済論叢』85巻4号
- 13) 高村学人『コモンズからの地域再生 地域共同管理と法の新たな役割』ミネルヴァ書房
- 14) 寺尾仁(1996)「フランス居住運動の新しい波－住民による

住宅地区管理運動の論理」内田勝一・平山洋介編『世界の居住運動』講座現代居住5、東京大学出版会

- 15) 寺尾仁・阿部順子(2018)「フランスにおける新たな『不適切住宅』の実態と対策の研究」『住総研研究論文集・実践研究報告集』No. 44
- 16) 長谷川敦也(2018)「フランスにおける地域を単位とした社会的包摂の取り組みーレジー・ド・カルチエ(RQ)に着目して」貧困研究会第11回研究大会
- 17) ペリファン, アタナーズ・南谷桂子(2008)『隣人祭りー「つながり」を取り戻す大切な一歩』木楽舎